

○条件付一般競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の品質を確保しつつ、競争性、透明性を高めるため、市が実施する建設工事の契約に係る条件付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）を実施するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号。以下「規則」という。）に定めるものの他、必要となる事項を定める。

(対象工事)

第2条 この要領により一般競争入札の対象とする建設工事（以下「対象工事」という。）は、概ね5億円以上の建設工事で、原則当該工事ごとに結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）へ発注するもの又は入札参加市内登録業者が少ない工種の工事とする。ただし、これ以外の工事について一般競争入札方式によることを妨げない。

(入札参加資格)

第3条 一般競争入札に参加することができる者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号の全ての要件を満たす者でなければならない。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 対象工事について、建設業法第27条の23に定めのある経営事項審査を受け、かつ、その有効期間内にある者であること。
- (3) 国又は地方公共団体の指名停止期間中でない者であること。

2 前項に規定するもののほか、入札参加資格として、工事の規模及び内容、性格等に応じ、次の各号に掲げる事項について、その種類若しくは範囲又は内容を定めることができる。

- (1) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の種類
- (2) 対象工事に係る経営事項審査の総合評定値
- (3) 本店又は支店若しくは営業所の所在地
- (4) 対象工事に係る等級の格付
- (5) 配置予定技術者の資格等
- (6) 工事の施工実績
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 前項に規定する条件は、建設工事入札参加資格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て決定するものとする。

(入札参加資格の確認)

第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加資格の確認を受けなければならない。

2 市長は、前項の確認をしようとする場合は、審査委員会の審査を経るものとする。

3 第1項の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書に、次に掲げる書類のうち市長が指定するものを添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 建設業許可証明書の写し
- (2) 配置予定技術者調書

- (3) 経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 工事の施工実績調書
- (5) 施工計画に関する調書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格の確認に必要な書類
(資格確認通知)

第5条 市長は、前条第1項の確認を行った場合は、申請者に対し、別に定める一般競争入札参加資格確認通知書により通知するものとする。この場合において、入札参加資格を有しないことを確認した場合は、その理由を付さなければならない。

(対象工事に係る入札公告)

第6条 市長は、一般競争入札により対象工事に係る契約を締結しようとするときは、政令第167条の6第1項の規定により次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 入札に付する工事の概要
- (2) 第3条の規定により定める入札参加資格
- (3) 第4条及び第5条の規定により定める入札参加資格の確認及び通知に関する事項
- (4) 設計図書その他関係書類（以下「設計図書」という。）の閲覧等に関する事項
- (5) 入札及び開札の日時及び場所等
- (6) 入札方法
- (7) 入札保証金、契約保証金及びその他契約に関する事項
- (8) 入札の無効に関する事項
- (9) その他入札に関し必要な事項

(共同企業体)

第7条 共同企業体により一般競争入札に参加する者は、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 共同企業体の構成員が第3条第1項に規定する条件をすべて満たすこと。
- (2) 次に掲げる事項について市長が指定する条件。
 - ア 共同企業体の結成方法等に関する事項
 - イ 第3条第2項各号に掲げる事項
 - ウ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

2 前項第2号に規定する条件の指定については、第3条第3項の規定を準用する。

(共同企業体の資格確認等)

第8条 第4条から第6条までの規定は、共同企業体の入札参加資格確認及び当該確認に係る申請手続について準用する。

(説明会等)

第9条 市長は、必要と認める場合は、資格確認資料作成説明会、資格確認資料内容の聴取等を実施することができる。

(設計図書の配布)

第10条 市長は、公告に定める期間及び方法により設計図書を配布又は閲覧させるものとする。

- 2 設計図書の配布にあたっては、実費を徴収することができるものとし、実費を徴収する場合は、その

旨公告するものとする。

(質疑書の提出及び回答書の閲覧)

第 11 条 設計図書について質問があるときは、設計図書配布日の翌日から公告に定める日までに、質疑書を提出することにより質問をすることができる。

2 前項の規定により質疑書の提出があったときは、公告で定める日から入札執行日の前日まで、質問に対する回答書を閲覧に供するものとする。

(工事費内訳書の提出)

第 12 条 一般競争に参加しようとする者は、入札書と併せてその内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。

(入札の無効等)

第 13 条 次に掲げる入札は無効とする。

(1) 公告に示した入札参加資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札

(2) 公告に示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者でも、確認後に指名停止を受け、入札時点で指名停止等の理由により入札参加資格のない者の行った入札

2 無効の入札を行った者を落札者としていた場合、その落札決定は取り消すものとする。

3 落札決定を受けた者が、公告に定める契約締結の予定日までの間に、指名停止措置を受けた場合又は破産等により契約の相手方として不適当な事由が発生した場合は、落札決定を取り消すものとする。

(入札結果の公表)

第 14 条 対象工事の入札結果について、次の各号に掲げる事項を閲覧により速やかに公表するものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書を提出した業者名

(2) 入札参加資格がないと認定した業者名及びその理由

(3) 入札者名、入札金額、落札者名

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成21年12月16日から施行する。